

災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定書（案）
（電気・機械設備関連）

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社代表取締役（以下「乙」という。）とは、横浜国道事務所所管施設等の災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的）

本協定は、国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所が管理または工事中の電気・機械設備等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨等の異常な自然現象及び予測できない災害等の発生、または発生の恐れがある場合において、「業務」を実施するにあたり双方が出動の方法を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

第2条（協力要請）

甲は、所管施設に災害が発生し、または発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し、「業務」の協力を要請することが出来るものとする。また、「業務」を円滑に行うため、甲は乙に対し甲の実施する防災訓練への参加を要請することができるものとする。

第3条（業務の内容）

甲が乙に対し要請を行う「業務」の内容は、以下のとおりである。

①緊急点検

所管施設に災害が発生し、または発生が予想される場合における損壊箇所等被害の把握と報告を行う。

【主な設備】

道路照明設備、道路情報設備、CCTV設備、受変電設備、光ファイバーネットワーク設備、多重無線通信設備、地下道監視設備、テレマータ設備、道路排水設備、道路トンネル非常用設備、共同溝附帯設備、非常用井戸設備、その他甲の指示する設備等

②緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置および注意喚起を行うための案内板や標識等を設置する。

③応急復旧

被災した所管施設の機能回復に必要な応急復旧作業を実施する。

④防災訓練

災害発生時を想定した出動訓練、緊急点検（パトロール）及び甲乙間の情報連絡訓練等を行うものとする。また、甲以外が主催する訓練に参加を要請する場合がある。

第4条（業務の実施区間）

業務の実施区間は、別図の横浜国道事務所管内とする。

第5条（業務の出動要請）

甲は乙に対し第2条に基づき「業務」の出動要請をする場合は、書面または電話等の方法によるものとする。

- 2 甲乙相互の通信連絡が不能で、乙が被害状況を把握している場合は、甲からの要請があったものとみなして、乙の判断で出動するものとする。
- 3 乙は、出動した場合、速やかに現場責任者を定め、甲に氏名・連絡先を報告するものとする。

第6条（業務の指示等）

「業務」の直接の指示及び監督は、当該業務実施区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

- 2 前条2項により出動した場合は、乙の判断により「業務」を実施し、出張所長へ報告するものとする。

第7条（契約の締結）

甲は、第5条に基づき、乙に出動要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

第8条（業務の実施報告）

乙は「業務」を行ったときは、作業開始時間・作業終了時間及び使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。

- 2 緊急点検（パトロール）については所定の日報様式（ルート及び時刻、また徒歩等で実施した場合はその旨を明記）を提出するものとする。
- 3 甲は、必要に応じて「業務」の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

第9条（業務の完了）

乙は、「業務」が完了したときは、直ちにその旨を出張所長に報告するものとする。

第10条（費用の請求）

乙は「業務」完了後（防災訓練を除く）、当該業務に要した費用の見積書を出張所長経由で甲に提出するものとする。

第11条（費用の支払）

甲は、第12条の規定による見積書の提出を受けたときは、内容を精査し第7条に基づき、その費用を支払うものとする。

第12条（損害の負担）

「業務」の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、乙はその事実の発生後速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

第13号（緊急通行車両）

本協定締結後、本協定に基づき乙は甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前届け出するものとする。

第14条（有効期限）

この協定の期間は、平成27年7月1日から平成30年6月30日までとする。

第15条（協定の解約）

甲もしくは乙において、協定を継続できない事情が発生したときは、甲乙協議のうえ協定を解約することができるものとする。

- 2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、もしくは協定の履行に当たり乙に不誠実な行為があった場合は、甲は書面による通告をもって本協定を解除することが出来る。

第16条（その他）

災害の発生時の被災状況等により、第3条で規定する以外の業務内容又は第4条で規定する以外の区間についても「業務」を実施できるものとする。この場合においては、直接の指示及び監督する者を甲から乙に別途、通知するものとする。

- 2 この協定に基づく防災訓練は、工事契約手続きの企業の信頼性・社会性という災害活動実績には認めないものとする。
- 3 この協定に定めのない事項、または、疑義を生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

第17条（附則）

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成27年 月 日

甲 国土交通省 関東地方整備局
横浜国道事務所長 杉 崎 光 義 印

乙 ○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印